

平成15年8月25日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

要 請 書

ハンセン病問題統一交渉団

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会

全国ハンセン病療養所入所者協議会

ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

(連絡先) 東京都新宿区三栄町8番地

森山ビル東館4階

野間法律事務所内

電話 03-5363-6707

F A X 03-5363-6708

要 請 の 趣 旨

- 1 入所歴なき被害者に対する恒久対策として、1ヶ月当たり12万円程度の給与金支給制度を創設されたい。
- 2 前項の施策及び退所者慰労金を、いずれも平成16年度予算において実施されたい。
- 3 上記2項を協議するためのハンセン病問題対策協議会(平成14年度開催の続会)を、大臣出席の上で開催されたい。

要 請 の 理 由

第1 平成14年度ハンセン病問題対策協議会の結果とその後の協議状況

1 平成14年度ハンセン病問題対策協議会の決裂

平成14年度ハンセン病問題対策協議会(以下単に「協議会」という)は、本年1月20日開催されたが、退所者慰労金及び入所歴なき被害者(以下「非入所者」という)に対する恒久対策を巡って決裂した。その原因は、貴省が、退所者慰労金については、平成13年度協議会において平成14年度中の実現を「最大限努力する」としながら、その実現を果たさず、そもそも施策を実行することすら確約しなかったこと、非入所者に対する社会生活支援金等の恒久対策については、平成14年1月30日熊本地裁和解期日において、これを「協議会にお

いて協議する」と表明したにもかかわらず、和解一時金で解決済みとの姿勢を表明したことにある。

2 3月19日健康局長交渉

このような貴省の姿勢は、直ちに国会審議において批判されることとなり、小泉首相が貴職に対し、上記二課題について早急に解決するよう督促するところとなり、貴職も、この二課題が解決すべき課題であることを認めるに至った。

そして本年3月19日、当交渉団及びハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会の共同要請に対する回答として、健康局長から、退所者慰労金については平成16年度予算に概算要求する、非入所者に対する恒久対策については、施策の必要性及びその内容を検討するための作業部会を設置するとの答弁がなされた。

3 その後の経過と現状

その後、退所者慰労金については、5月28日、御庁の案が提示されたが、その中で、沖縄ハンセン病療養所社会復帰支援事業による支援金受給者を支給対象外とする点については、当交渉団としては、強い怒りと不満を覚えるところであった。しかしながら、数度の作業部会における交渉を経ても、上記の点については平行線をたどったままであったことから、当交渉団としては、来年度実施、早期解決を最優先すべく、断腸の思いで、貴省案を受け容れる旨を表明するものである。

一方、非入所者に対する恒久対策については、貴省の要請を受け、非入所者の実態調査を、1ヶ月という極めて短期間の間に、9割を超える驚異的な回答率で実施した。その結果は、後述するように、非入所者に対する恒久対策、とりわけ社会生活支援的性格を有する年金給与金の必要性が明らかとなった。しかしながら貴省は、同施策の必要性と方向性については認めつつも、前記実態調査結果の示す非入所者の切実な経済実態に目をつぶり、施策実施には極めて消極的な態度を示している。このため、現段階では平成16年度予算の概算要求には計上されない見通しであり、早期解決が非常に危ぶまれる事態となっている。

第2 非入所者に対する給与金制度創設の必要性

1 調査の概要

貴省の要請にもとづき、実施した非入所者の実態調査は、ハンセン病の発症が就学・就労・生活に与えた影響及び現在の生活実態を聞き取りの方法で調査するものであった（聞き取りは弁護団において行ったが、そのうち、11名については、貴省職員の立会いの下で聞き取り調査を実施した）。

調査対象者は、平成15年4月時点での非入所者原告91名であり、うち84名(92%)について聞き取り調査を実施した。回答者の内訳は男性51名、女性40名であり、回答者の平均年齢は60.3歳である。

2 調査の結果

(1)被害実態

同調査の結果、就学中に発症した者30名のうち16名(53.3%)が、偏見差別や病気発覚の恐れから退学、転学あるいは進学を断念したとの回答をした。

また、就労面で影響を受けたと回答した者は、84名中54名(64.3%)との高率であり、とりわけ、発病時、被雇用者であった者39名中33名(84.6%)が、偏見差別あるいは病気発覚の恐れから、解雇あるいは自主退職をしているとの回答をしている。

なお、就労あるいは就学に「影響がなかった」と回答した者も、そのほとんどが病気を周囲に隠し続けたと回答しており、結局は、目に見えた影響はなかったものの、偏見差別を恐れて自制的・謙抑的な社会生活や経済活動を余儀なくされてきたことを示していた。

(2)生活実態

回答者の平均年収は、全体で188.9万円、男性で249.9万円、女性で95.5万円である。また、年収200万円未満の者が67.1%を占めるという結果であった。

これを各種統計にもとづく数字と比較すると、賃金センサス(全年齢・男女合計)との比較で月額259,142円のマイナス、有業人員一人当たり平均稼働所得金額との比較で月額121,597円のマイナス、世帯主平均所得金額との比較(但し、非入所者のうち世帯主は57名)で月額167,454円のマイナスとなっており、いずれの統計的数字と比較しても、非入所者の収入は、平均的所得水準を大きく下回っているものである。

3 法的責任にもとづく給与金制度実現の必要性

上記調査結果が示すように、隔離政策により創設・助長されたハンセン病に対する偏見差別は、療養所への収容がなされなくとも、非入所者から就労・就学の機会を奪い、あるいは経済活動の大きな制約となり、その結果、非入所者の所得水準は、平均的な所得水準を大きく下回っているといえる。

以上から、貴省は、誤った隔離政策を遂行した法的責任にもとづき、原状回復義務として、非入所者に対し、社会生活支援の趣旨での給与金(年金)制度を実現すべきである。そして、給付金額は、前記統計資料との差額からも明らかなように、月額12万円を下回することは許されないものである。

第3 ハンセン病問題対策協議会開催の必要性

1 早期解決の必要性

ハンセン病問題対策は、高齢化した被害者に対し名誉回復あるいは生活支援策等の早期実施が求められており、救済の遅れは救済の否定に他ならない。控訴断念の主要な動機の一つも早期解決の必要性にあったのであり、この控訴断念及び政府声明から2年3ヶ月を経過した現段階においても、当初からの課題の解決の目途すら立っていない状態は極めて遺憾である。

したがって、退所者慰労金のみならず、非入所者に対する給付金の実施も、平成16年度より実施することが至上命題というべきである。

2 協議会で確認する必要性

ハンセン病問題対策は一般施策ではなく、法的責任を踏まえた原状回復の一環としての施策が求められており、最終的には政治の責任において解決されるのが筋である。しかも、このままでは平成16年度における実施が危ぶまれる状態であり、政治解決の必要性は極めて高い。熊本判決控訴断念時から現職にある貴職の在任中には是非とも解決すべき課題と考える。

また、平成14年度の協議会が決裂したまま、その協議事項について合意に至る以上、協議会形式で確認するのが当然と言える。したがって、上記二課題の実施を協議するための協議会開催を求めるものである。また、上記の趣旨から、貴職にも出席の上開催されたい。

なお、当然の事ながらハンセン病問題は上記二課題に限られるものではなく、療養所内外における医療・福祉等、協議すべき課題は山積しているが、今回開催を求める協議会では前記二課題に絞って協議するための平成14年度協議会の続会的なものとし、他の課題を協議するための平成15年度協議会は、追って別途開催を求めるものである。

以 上